

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、藤原宮跡の歴史的・文化的価値の理解と現地ならではの体験につながるガイドランスの将来像を示し、必要な機能、コンテンツ及び事業化方策を整理するものである。文化財、都市計画及び空間情報の専門性と企画力を総合的に評価し、最も適した受注候補者を特定する。

2 契約の概要

項目	内容
業務名	藤原宮跡ガイドランス方針作成業務委託
業務内容	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
履行場所	橿原市醍醐町地内他（詳細は仕様書第 4 項）
納入先	橿原市 魅力創造部 世界遺産魅力向上推進課
契約保証金	無
支払条件	業務完了後の一括支払
見積限度額	4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
特定方法	公募型プロポーザル。書類審査のみ

3 提案資格

次の全てを参加表明書提出期限時点で満たし、契約締結時まで維持すること。企業の類似業務実績は下記（8）により資格確認し、実績の内容及び本業務との関連性を別紙評価基準により評価する。

（1）令和 8 年度の橿原市入札参加資格者名簿の「コンサル - 土木コンサル 都市計画及び地方計画」に登録されていること。

（2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者又は同条第 2 項各号に該当したため競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（3）橿原市入札参加資格停止要綱による資格停止措置を受けていないこと。

（4）破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者でないこと。

（5）橿原市契約における暴力団排除に関する要綱に基づく入札参加資格取消措置を受けていないこと。

（6）参加者自身が、有効な情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS／ISO/IEC 27001）の認証を受けていること。対象事業所・認証範囲に本業務を履行する組織及び業務が含まれること。

(7) 次に定める配置予定技術者を確保できること。単独企業による参加とし、共同企業体による参加は認めない。

配置区分	必要資格及び条件
管理技術者	技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又は技術士（総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画」）。業務全体を統括する。
照査技術者	空間情報総括監理技術者。 管理技術者とは別の者とする。
担当技術者のうち 1 人	埋蔵文化財の調査又は保存・活用に関する実務経験を通算 5 年以上有し、公益社団法人日本文化財保護協会が認定する埋蔵文化財調査士の資格を有する者。経験年数は重複期間を二重計上しない。

配置予定者の所属及び参加者との雇用関係又は適法な従事関係を確認できる資料を提出する。外部協力者を置く場合は担当範囲及び参画承諾書を添付する。管理技術者による主要部分の統括は参加者が担い、全部の一括再委託は認めない。照査技術者は自ら実施した作業を自ら照査しない体制とする。

(8) 埋蔵文化財の保存・活用計画又はガイダンス計画、もしくは埋蔵文化財における VR・AR 又は 3 次元計測の活用業務について、参加者自身が完了した実績を 1 件以上有すること。実績の年度及び発注者の官民は限定しない。共同受注等の場合は参加者自身の担当範囲で確認する。

4 契約までのスケジュール

手順	期限等
公告	令和 8 年 10 月 30 日（金）
参加表明書提出期限	令和 8 年 11 月 4 日（水）17 時必着
提案資格確認結果通知	令和 8 年 11 月 5 日（木）予定
質問提出期限	令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時必着
質問回答	令和 8 年 11 月 9 日（月）予定
企画提案書提出期限	令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時必着
書類審査・結果通知	令和 8 年 11 月中旬予定
仕様協議・契約締結・結果公表	令和 8 年 11 月下旬以降予定

上記は日本時間。参加表明、質問及び提案の受付は期限を厳守する。審査・通知・契約予定日は前後する場合がある。

5 資料の交付

公告日から企画提案書提出期限まで、市ホームページの本案件掲載ページからダウンロードする。公告書、実施要領、仕様書、評価基準、様式第 1 号、様式第 3 号、様式 A から F を交付する。全資料を公開するため、提出意思確認書による別途の意思確認及び説明会は実施しない。

6 参加表明及び資格確認

参加表明書（様式第 1 号）、会社概要及び資格確認書類を各 1 部、令和 8 年 11 月 4 日（水）17 時までに提出する。持参又は書留郵便によるものとし、郵送は必着とする。窓口受付は開庁日の 9 時から 17 時まで。

添付書類は、名簿登録確認資料、誓約事項、企業実績調書（様式 C）及び内容・受注者・完了を確認できる契約書・仕様書等の資料、ISMS 認証書及び適用範囲、配置予定技術者調書（様式 D の資格確認欄）、資格証明及び経験・従事関係の確認資料とする。

資格確認結果は令和 8 年 11 月 5 日（木）に様式第 2 号を電子メールで通知する予定とする。資格を満たさない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 2 開庁日以内に、様式第 3 号を電子メールにより提出し、その理由の説明を求めることができる。市は請求受領日の翌日から起算して 2 開庁日以内に電子メールで回答する。

7 質問及び回答

質問は様式 B に記入し、令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時までに担当課の電子メール宛てに提出する。資格確認結果の通知前でも提出できる。電話又は口頭による質問は受け付けない。送信後は到達を確認すること。質問がない場合の様式 B の提出は不要とする。

回答は令和 8 年 11 月 9 日（月）に市ホームページへ一括掲載する。質問者名は公表しない。質問がない場合も、その旨を掲載する。回答内容は実施要領等を補足するものであり、参加者は必ず確認すること。

8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると通知された者は、令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時までに、持参又は書留郵便により次の書類を提出する。郵送は必着とし、窓口受付は開庁日の 9 時から 17 時までとする。

書類	作成及び部数
企画提案書	様式 A を表紙とし、A4・横書き・本文 6 頁以内（表紙・目次を除く）。正本 1 部、副本 5 部。本文文字 10.5 ポイント以上。A3 折込は 1 枚を 2 頁換算。
企業実績調書	様式 C。参加表明時に資格確認用として提出し、企画提案時に評価用として再提出する。代表実績 1 件を評価し、契約書・仕様等の確認資料を添付する。
技術者調書・体制表	様式 D 及び E。評価対象実績は管理・照査・文化財分野の担当各 1 件。既提出の資格資料は変更がなければ再提出不要。
見積書及び内訳書	様式 F 又は同内容の任意様式。正本 1 部。税抜額・消費税等・税込総額を明記。
電子データ	上記の PDF データ 1 式を提出書類に添付した記録媒体で提出。編集用データの提出は求めない。

企業・技術者実績調書、体制表、見積書及び証明資料は本文 6 頁に含めない。副本は正本の写しとし、匿名化は求めない。実績調書及び体制表は正本・副本に各添付し、証明資料は正本のみでよい。見積書は封筒に入れて提出する。1 者 1 提案とする。

本文には、業務理解及び基本方針、実施体制・工程、提案テーマ 1 及び 2 について記載する。本文の頁配分は任意とする。完成 CG、詳細設計又は新規コンテンツ制作は求めず、検討の観点・手法・進め方と実現性を提案すること。

提案テーマ 1 デジタル技術を用いた来訪者体験向上に資する施策検討の方策について

提案テーマ 2 事業化に向けた課題及び方策の検討において重視すべき事項について

9 審査及び受注候補者の特定

評価委員会が別紙評価基準に基づき書類審査を行う。ヒアリング・プレゼンテーションは実施しない。各委員は 95 点満点の技術評価を独立して行い、共通の価格点（5 点満点）を各委員分に加える。委員数を N 人とする、満点は $100 \times N$ 点とする。

最低基準点は満点の 60%以上とし、最低基準点以上の者のうち評価合計点が最も高い者を受注候補者、次順位の者を次点者とする。1 者のみの応募の場合も同じ基準で審査する。基準に達する者がいない場合は受注候補者を特定しない。

評価合計点が同点の場合は、①税込見積額が低い者、②提案テーマ 1 及び 2 の全委員合計点が高い者、③くじの順に順位を決定する。結果は候補者特定後、提案者全員に様式第 5 号により速やかに通知する。

10 仕様協議及び契約

市と受注候補者は、提案内容を基に契約締結用仕様書を共同で作成する。候補者は確定仕様書に基づく見積書を再提出する。公募の目的・主要条件又は審査の公平性を損なう変更は行わない。候補者の特定は契約締結を確約するものではない。

協議が整わない場合又は候補者の提案が無効となった場合は、最低基準点以上の次点者と協議することができる。ただし、結果公表後に失格が発生した場合又は1者のみで評価した案件では、受注候補者なしとして当該発注手続を終了する。契約締結後、様式第6号により実施結果を市ホームページで公表する。

11 失格事項

提案資格を満たさない場合、提出期限・提出方法に適合しない場合、必要書類の欠落又は本文頁数の超過がある場合、税込見積額が限度額を超える場合、虚偽の記載がある場合又は審査の公平性を害する行為がある場合は失格とする。失格とした場合は理由を付して通知する。

12 その他

参加費用は参加者の負担とし、使用言語は日本語、通貨は日本円とする。提出書類は返却しない。提出後の提案内容の追加・差替えは認めない。ただし、市が求める既存記載内容の事実確認には回答すること。この確認により提案を追加又は改善することは認めない。

提出書類の著作権は提出者に帰属する。市は、審査及び手続に必要な範囲で使用し、それ以外の目的に提出者に無断で使用しない。情報公開請求があった場合は橿原市情報公開条例に基づき取り扱う。

13 提出先及び問い合わせ先

項目	内容
担当部署	橿原市 魅力創造部 世界遺産魅力向上推進課
所在地・提出先	〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号 本庁舎北館2階
担当者	森井 亮太
電話	電話 0744-21-1114（直通）
電子メール	sekaiisan@city.kashihara.nara.jp